

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十一年六月二十九日

広島県知事 藤田雄山

一 試験の日時

平成二十一年九月二十五日（金）午後一時三十分から三時三十分まで

二 試験の場所

広島大学東広島キャンパス 総合科学部（東広島市鏡山一丁目七番一号）

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

1 毒物及び劇物に関する法規

2 基礎化学

3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験では毒物及び劇物取締法施行規則〔昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。〕別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

4 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質識別

五 受験手続

1 受験願書の請求先

広島県健康福祉局保健医療部薬務課（〒730-1851 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県各保健所（支所を含む。）

郵送等で請求する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書し、百二十円切手をはつた、あて先明記の返信用封筒（日本工業規格A列4の用紙が入る大きさのもの）を同封すること。

三枚以上の受験願書を請求する場合は、事前に切手の料金を確認すること。

2 受験願書の受付期間

平成二十一年七月六日（月）から平成二十一年七月二十四日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時三十分まで）。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

郵送等の場合、平成二十一年七月二十四日（金）の消印まで受け付ける。

3 受験願書の提出先

広島県健康福祉局保健医療部薬務課（〒七三〇一八五一　広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県各保健所（支所を含む。）

郵送によって提出する場合は、簡易書留によることとし、封筒の表に「毒劇願書在中」と朱書すること。

4 提出書類

- (一) 受験願書（五十円切手をはつて、あて先を明記したもの）
- (二) 写真（受験願書提出前六か月以内に撮影した正面・無帽・上半身像の縦六センチメートル、横四センチメートルで、裏面に氏名を記載したもの）

六 受験手数料

一万五百円

この手数料は、一万五百円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の所定欄にはつて納めること。

広島県収入証紙には、消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

七 受験票の交付

受験票は、平成二十一年九月十四日（月）までに、直接本人に送付する。

八 合格者の発表

平成二十年十一月九日（月）に、広島県庁舎及び広島県各保健所（支所を含む。）前の掲示板に掲示して行うほか、広島県ホームページに掲載する。また、合格者には合格証を交付する。

九 聞い合わせ先

この試験についての問い合わせは、広島県健康福祉局保健医療部薬務課（電話〔〇八二〕五一三一三二二二〔ダイヤルイン〕）又は最寄りの広島県各保健所（支所を含む。）にすること。

郵送等によって問い合わせる場合は、八十円切手をはつた、あて先明記の返信用定形封筒を同封すること。

十 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で、受験時の配慮を希望する者は、受験願書を提出する前までに広島県健康福祉局保健医療部薬務課へ申し出ること。申出のあつた者については、受験の際にその障害等の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

十一 前記十に関する問い合わせ先

広島県健康福祉局保健医療部薬務課（〒七三〇一八五一　広島市中区基町一〇番五二号　電話〔〇八二〕五一三一三二二二〔ダイヤルイン〕）